

報告事項No. 3

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 件 名 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 内 容

川崎市附属機関設置条例の改正に伴い、指導課の項に学校事故等詳細調査委員会について、項目を追加するもの

(3) 施行期日 令和7年12月26日

2 臨時代理を行った日

令和7年12月26日

3 臨時代理を行った理由

令和7年12月26日に川崎市附属機関設置条例の改正条例が公布・施行されることに伴い、規則の規定を整備する必要があつたため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 46 年川崎市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表指導課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）学校事故等詳細調査委員会に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。

制 定 理 由

学校事故等詳細調査委員会設置に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (事務分掌)	第1条～第3条 略 (事務分掌)
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 庶務課 (略) 学事課 (略) 教育政策室 (略) 教育環境整備推進室 (略) 職員部 (略) 教職員企画課 (略) 教職員人事課 (略) 給与厚生課 (略) 学校教育部 (略) 指導課 (1)学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。 (2)学校の運営に関すること（支援教育課の所管に属するものを除く。）。 (3)学校事故等詳細調査委員会に関すること。	第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 庶務課 (略) 学事課 (略) 教育政策室 (略) 教育環境整備推進室 (略) 職員部 (略) 教職員企画課 (略) 教職員人事課 (略) 給与厚生課 (略) 学校教育部 (略) 指導課 (1)学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。 (2)学校の運営に関すること（支援教育課の所管に属するものを除く。）。 (新設)

改正後	改正前
(4)学校の教育課程の編成に関すること。	(3)学校の教育課程の編成に関すること。
(5)学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること(支援教育課の所管に属するものを除く。)。	(4)学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること(支援教育課の所管に属するものを除く。)。
(6)教科用図書選定審議会に関すること。	(5)教科用図書選定審議会に関すること。
(7)学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。	(6)学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。
(8)いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。	(7)いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。
(9)学校に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること(支援教育課の所管に属するものを除く。)。	(8)学校に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること(支援教育課の所管に属するものを除く。)。
(10)総合教育センターとの連絡調整に関すること。	(9)総合教育センターとの連絡調整に関すること。
支援教育課	支援教育課
(略)	(略)
健康教育課	健康教育課
(略)	(略)
健康給食推進室	健康給食推進室
(略)	(略)
生涯学習部	生涯学習部
(略)	(略)
生涯学習推進課	生涯学習推進課
(略)	(略)
地域教育推進課	地域教育推進課
(略)	(略)
文化財課	文化財課
(略)	(略)
第5条～第10条 略	第5条～第10条 略